

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する掲示

令和5年4月1日より、健康保険法の診療報酬算定に基づき、受診時にご自身でマイナ保険証をカードリーダーにかざし、特定健診情報や薬剤情報等の提供の有無により差額が発生します。

(例：受診時にご自身でマイナ保険証をカードリーダーにかざし、特定健診情報や薬剤情報等の提供に同意していない、通常の保険証を提示した、など)

診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定致します。

区分	マイナ保険証利用	診療情報等 提供同意	診療 点数	参考) 3割負担の 自己負担額
初診	する	する	2点	10円
	する	しない	6点	20円
	しない	しない	6点	20円
再診	しない	しない	2点	10円

※当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。

社会医療法人中山会 宇都宮記念病院

病院長